

患者のみなさまへ

当院は

厚生労働省

「特定行為に係る看護師の研修制度」の 協力機関です。

特定行為に係る看護師の研修に、
ご理解・ご協力をお願い致します



特定行為研修内容

看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた者が、実習で医師の指示を受け、特定の診療の補助行為を実施します。

医師と連携し安全には十分配慮していますが、患者さんはいつでも拒否を申し出ることができ、それにより何らかの不利益を被ることはありません。

「特定行為に係る看護師の研修」について相談がある場合は下記の窓口をご利用ください。

場所 : 1階 医療安全対策室 医療安全相談室

日時 : 9:00~17:00

窓口責任者: 医療安全管理者

